

# 科学研究費補助金の不正使用等の防止 及び繰越について

# 科学研究費補助金の不正使用等の防止

## 1 最近の科学研究費補助金の不正使用・不正受給の事例

### 不正使用の態様例

- ・ 預け金.....架空の取引により研究機関に代金を支払わせ、業者に預け金として管理させること
- ・ カラ出張.....意図して実態の伴わない出張旅費を研究機関に支払わせること。
- ・ カラ謝金.....意図して実態の伴わない作業謝金を研究機関に支払わせること。

### 不正使用・不正受給の事例

平成15～18年度に交付された科学研究費補助金において、自由に使用できる研究費を確保するために、無償貸与の機器を有料で借りたように書類を偽造し、業者に使用料を請求させたり、実態の伴わない謝金を請求し、謝金を回収し研究室に還流させていたが、一部には私的流用もあった。

平成15～17年度に交付された科学研究費補助金において、年度当初の研究費の確保等のために、同じ出張の旅費や郵送費を、科学研究費補助金と他の経費とで重複して請求したり、資料・書籍などの領収書の金額を改ざんし、補助金を不正に受領し、研究費として使用していた。一部には目的外使用や私的流用もあった。

平成15年度～平成16年度の科学研究費補助金について、留学生の学費や生活費等を支援するために、実態の伴わないアルバイト費を請求していた。

平成8年度から平成15年度にかけて、応募・受給資格がない研究者が科学研究費補助金の応募・交付申請を行い、不正に補助金を受給していた。

## 2 科学研究費補助金の不正使用防止のための各研究機関の義務

### 研究機関による補助金の管理

研究機関による科研費の管理は、研究者・研究機関の双方の義務とされています。各研究機関においては、雇用契約、就業規則、個別契約等において、このことを定めなければなりません。

また、補助事業に係る物品費の支出（購入物品の納品検査）については、納品検査を確実に実施する事務処理体制を整備してください。万一、補助金の不適正な執行の疑いが生じた際、適切な納品検査が行われていないために、購入手続きに関する公正性を明らかにすることができない場合は、研究機関が当該補助金に相当する額を文部科学省又は日本学術振興会に返還することを求めます。

## [ 参照 ]

研究機関向け「文科省使用ルール」

### 2 研究者との関係に関する定め

雇用契約、就業規則、勤務規則、個別契約等により、研究者が交付を受ける補助金（直接経費：補助事業の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費、間接経費：補助事業の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費）について、研究機関が次の事務を行うことを定めること。

2-1 研究者に代わり、補助金（直接経費）を管理すること。

2-2 研究者に代わり、補助金（直接経費・間接経費）に係る諸手続を行うこと。

2-3 研究者が直接経費により購入した設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）について、当該研究者からの寄付を受け入れるとともに、当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合には、その求めに応じて、これらを当該研究者に返還すること。

2-4 研究者が交付を受けた間接経費について、当該研究者からの譲渡を受け入れ、これに関する事務を行うとともに、当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合には、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究者に返還すること。（間接経費の譲渡を受け入れないこととしている研究機関を除く。）

### 【物品費の支出】

3-5 補助事業に係る物品費の支出（購入物品の納品検査）については、以下により、適切に行うこと。

物品費の適正な執行を図るため、検収センターの設置など、納品検査を確実に実施する事務処理体制を整備すること。

物品費を支出する際には、購入物品について、会計事務職員が納品検査を行うか、適切な研究職員等を検収担当職員に任命し、必ず納品検査を行わせること。

補助金の不適正な執行に対する疑いが生じた際、適切な納品検査が行われていないことにより、その公正性が明らかでない場合は、研究機関が当該補助金に相当する額を文部科学大臣に返還すること

### 【旅費及び謝金等の支出】

3-6 補助事業に係る旅費及び謝金の支出は、事実確認を行った上で適切に行うこと。

研究者向け「文科省使用ルール」

### 【研究機関による補助金の管理等】

1-4 研究代表者及び研究分担者は、所属する取扱規程第2条に規定する研究機関（以下「研究機関」という。）に補助金の管理を行わせるとともに、この補助条件に定める諸手続を当該研究機関を通じて行わなければならない。研究代表者及び研究分担者が所属する研究機関を変更した場合も、同様とする。

科研費ハンドブック（研究者用）9頁

補助金の管理や諸手続は、すべて研究機関が行うこととされています

研究機関による管理を行う理由

研究者の負担を軽減するためです

意図せぬルール違反を防止するためです

## 研修会・説明会の開催

各研究機関は、補助金の不正な使用を防止するため、研究者及び事務職員を対象として、研修会・説明会を積極的・定期的を実施すること。

[ 参照 ]

研究機関向け「文科省使用ルール」

【研修会・説明会の開催】

4-5 補助金の不正な使用を防止するため、研究者及び事務職員を対象として、研修会・説明会を積極的・定期的を実施すること。

## 内部監査の実施

各研究機関は、無作為に抽出した補助事業について、毎年内部監査を実施すること。  
(内部監査に代えて外部監査により監査を実施することもできます。)

[ 参照 ]

研究機関向け「文科省使用ルール」

【無作為抽出により内部監査の実施】

4-6 毎年無作為に抽出した補助事業（全体の概ね10%以上が望ましい）について、監査を実施し（注1）、各年度の応募の際に、その実施状況及び結果について文部科学省に報告すること。（注2）

なお、上記により実施する監査の一部（監査を実施する補助事業の概ね10%以上が望ましい）については、書類上の調査に止まらず、実際の補助金使用状況や納品の状況等の事実関係の厳密な確認などを含めた徹底的なものとする。

（注1）通常監査の対象・・・ 内部監査を実施する年度の前年度に補助金の交付を受けていた補助事業（前年度に補助金の交付を受けていない場合は、内部監査を実施する年度の補助事業）で無作為に抽出したもの

（注2）「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく体制整備等の実施状況報告書」の提出が応募の要件となっているため、平成20年度に科学研究費補助金に応募する研究機関又は平成20年度に科学研究費補助金の継続課題がある研究機関は必ず提出してください。当該報告書の提出がない場合には応募は認められません。なお、当該報告書の様式等については、文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課より別途通知されます。（様式T-3「内部監査等の実施状況報告書の提出書」、T-4「科学研究費補助金事務担当者名簿」、様式T-5「検収（納品検査）の実施体制に関する整備状況報告書」は廃止しました。）

## 不適正な管理・監査に対する間接経費の返還等

文部科学省・日本学術振興会からの機関の経費管理等についての改善の指導に対し、改善が図られない状態が継続する場合、あるいは、そのような状況下で悪質な補助金の不正使用等が発生した場合には、間接経費の減額などの措置がとられる場合があります。

### 〔参照〕

研究機関向け「文科省使用ルール」

【不適正な管理・監査に対する間接経費の返還等】

4-9 補助金の不正使用に対し、文部科学省が、機関の経費管理・監査の実施体制・実施状況等が不適正と判断した場合は、その指示に従って、間接経費の返還等を行うこと。

## 不正な使用等に係る調査の実施

補助金の不正な使用が明らかになった場合（不正な使用が行われた疑いがある場合を含む）には、速やかに調査を実施し、その結果を文部科学省・日本学術振興会に報告すること。

### 〔参照〕

研究機関向け「文科省使用ルール」

【不正な使用に係る調査の実施】

4-7 補助金の不正な使用が明らかになった場合（不正な使用が行われた疑いのある場合を含む）には、速やかに調査を実施し、その結果を文部科学省に報告すること。

【研究活動の不正行為に係る調査の実施】

5-2 補助金による研究活動に関わる不正行為が明らかになった場合（不正行為が行われた疑いのある場合を含む）には、速やかに調査を実施し、その結果を文部科学省に報告すること。

### 3 科研費の不正使用等に伴う科研費交付対象からの除外について

科研費の不正な使用等が行われた研究の遂行に研究代表者・研究分担者等として加わった者が行う研究は、一定期間、科研費交付対象から除外されます。

不正な使用等を行った研究者本人は、

→

- 1 他用途使用を行っていない場合は、
- ・ 返還命令が行われた年度の翌年度から2年間、
- ・ 新規課題であると継続課題であることを問わず、
- ・ 研究代表者にも研究分担者にもなることができない。

(例) 交付決定権者の承認を得ずに、研究代表者を交替した場合……2年

→

- 2 他用途使用を行っていた場合は、
- ・ 返還命令が行われた年度の翌年度から程度に応じて2～5年間(具体的に何年にするかは別表の基準に基づき交付決定権者が決める)
- ・ 新規課題であると継続課題であることを問わず、
- ・ 研究代表者にも研究分担者にもなることができない。

(例1) 契約を偽装して研究機関の事務局の経理管理担当者をだまして科研費を支出させ、プールした場合(いわゆる「預け金」など)……4年  
 (例2) 科研費を遊興費に使用した場合……5年

他府省を含め科研費以外の研究費で不正な使用等を行ったことにより、一定期間、当該研究費の交付対象から除外される研究者についても、平成18年4月以降、上記のとおり取扱っている(4「科研費以外の研究費において交付対象除外措置を受けた研究者の科研費交付対象からの除外について」参照)。

[参照]

(不正使用の場合に科学研究費補助金を交付しない期間)

科学研究費補助金の他の用途への使用の内容等	交付しない期間
1 補助事業に関連する科学研究の遂行に使用した場合	2年
2 1を除く、科学研究に関連する用途に使用した場合	3年
3 科学研究に関連しない用途に使用した場合	4年
4 虚偽の請求に基づく行為により現金を支出した場合	4年
5 1から4にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	5年

不正な使用等を行った研究者の共同研究者は、

- 不正な使用等を行った研究者本人が他用途使用を行ったか否かに関わらず、
- ・ 返還命令が行われた年度の翌1年度の間、
  - ・ 新規課題についてのみ
  - ・ 研究代表者にも研究分担者にもなることができない。

(例1) 研究代表者が科研費の不正な使用等をしたが、自らは不正な使用等をしていない研究分担者

(例2) 研究分担者が科研費の不正な使用等をしたが、自らは不正な使用等をしていない研究代表者

ここでいう「共同研究者」とは「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)に規定された補助事業者である研究代表者及び研究分担者であって、補助事業者に該当しない連携研究者及び研究協力者は含まれない。

他用途使用について共謀を行った研究者は、

- ・ 他用途使用を行った研究者本人が受けた処分と同一の期間、
- ・ 新規課題であると継続課題であるとを問わず、
- ・ 研究代表者にも研究分担者にもなることができない。

(例) 他用途使用を行った研究代表者と、他用途使用について共謀を行ったが、自らは他用途使用を行っていない研究者

「共謀を行った研究者」は、研究代表者、研究分担者に限定されない。

偽りその他不正の手段により交付を受けた研究者等は、

- ・ 返還命令が行われた年度の翌年度以降5年間、
- ・ 新規課題であると継続課題であるとを問わず、
- ・ 研究代表者にも研究分担者にもなることができない。

(例) 補助金受給資格がないにもかかわらず、事実と異なる肩書きや他人の氏名を用いて応募し、科研費を不正に受給した場合

偽りその他不正の手段により交付を受けることを共謀した研究者もこれに含まれる。

他府省を含め科研費以外の研究費で不正な使用等を行ったことにより、一定期間、当該研究費の交付対象から除外される研究者についても、平成18年4

月以降、上記のとおり取扱っている（４「科研費以外の研究費において交付対象除外措置を受けた研究者の科研費交付対象からの除外について」参照）

不正行為（捏造、改ざん、盗用）に関与した者（共著者及び著者ではないが当該不正行為に関与した者と認定された者を含む。）は、

- ・ 認定された年度の翌年度から、不正行為の関与の度合いや学術的・社会的影響度、行為の悪質度に応じて２～１０年間（具体的に何年にするかは、研究機関からの認定報告を受け、文部科学省又は日本学術振興会が決定する）
- ・ 新規課題であると継続課題であるとを問わず、
- ・ 研究代表者にも研究分担者にもなることができない。

（例） 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な場合…… １０年

不正行為には関与していないが、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者またはこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）は、

- ・ 認定された年度の翌年度から、当該不正行為の学術的・社会的影響度行為の悪質度に応じて１～３年間（具体的に何年にするかは、研究機関からの認定報告を受け、文部科学省又は日本学術振興会が決定する）
- ・ 新規課題であると継続課題であるとを問わず、
- ・ 研究代表者にも研究分担者にもなることができない。

（例１）当該不正行為が、当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質度が高いと判断される場合…… ２～３年

（例２）当該不正行為が、当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が小さい、若しくは行為の悪質度が小さいと判断される場合…… １～２年

[ 参照 ]

「研究活動の不正行為への対応に関する科学研究費補助金における運用方針」別表  
平成19年4月1日科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会決定

不正行為への関与に係る分類	学術的・社会的影響度 行為の悪質度	除外期間	
不正行為に関与した者	ア) 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者	10年	
	イ) 不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者またはこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)	当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質度高いと判断されるもの	5～7年
		当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質度が小さいと判断されるもの	3～5年
	ウ) ア)及びイ)を除く不正行為に関与した者	/	2～3年
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者またはこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)	当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質度高いと判断されるもの	2～3年	
	当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若しくは不正行為の悪質度が小さいと判断されるもの	1～2年	

他府省を含め科研費以外の研究費で不正行為等を行ったことにより、一定期間、当該研究費の交付対象から除外される研究者についても、平成18年4月以降、上記のとおり取扱っている(4「科研費以外の研究費において交付対象除外措置を受けた研究者の科研費交付対象からの除外について」参照)

#### 4 科研費以外の競争的研究資金において交付対象除外措置を受けた研究者の科研費交付対象からの除外について

科研費以外の競争的研究資金制度の研究費において不正な使用等を行い、一定期間当該研究費の交付対象から除外される研究者についても、「競争的研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除等に関する指針」に従い、それと同じ期間、科研費の交付対象から除外されます。

平成17年9月9日 競争的研究資金に関する関係府省連絡会の申し合わせ

#### 〔参考〕競争的研究資金制度

- (1) 科学研究費補助金
- (2) 戦略的創造研究推進事業
- (3) 科学技術振興調整費
- (4) 先端計測分析技術・機器開発事業
- (5) 革新技術開発研究事業
- (6) 独創的シーズ展開事業
- (7) 21世紀COEプログラム
- (8) 地球観測システム構築推進プラン
- (9) 原子力システム研究開発事業
- (10) 重点地域研究開発推進プログラム
- (11) 地域結集型研究開発プログラム等
- (12) キーテクノロジー研究開発の推進
- (13) 産学共同シーズイノベーション化事業
- (14) 世界トップレベル国際研究拠点形成促進プログラム
- (15) グローバルCOEプログラム
- (16) 食品健康影響評価技術研究
- (17) 戦略的情報通信研究開発推進制度
- (18) 新たな通信・放送事業分野開拓のための先進的技術開発支援
- (19) 民間基盤技術研究促進制度
- (20) 消防防災科学技術研究開発制度
- (21) 厚生労働科学研究費補助金
- (22) 保健医療分野における基礎研究推進事業
- (23) 新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業
- (24) 生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業
- (25) 先端技術を活用した農林水産研究高度化事業
- (26) 産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業
- (27) 産業技術研究助成事業
- (28) 石油・天然ガス開発利用促進型事業
- (29) 地域新生コンソーシアム研究開発事業
- (30) 革新的実用原子力技術開発費補助金
- (31) 運輸分野における基礎的研究推進制度
- (32) 建設技術研究開発助成制度
- (33) 環境技術開発等推進費
- (34) 廃棄物処理等科学研究費補助金
- (35) 地球環境研究総合推進費
- (36) 地球温暖化対策技術開発事業

(平成19年4月現在)

# 〔参考〕競争的研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除等に関する指針（抜粋）

（平成17年9月9日競争的研究資金に関する関係府省連絡会申し合わせ（平成18年11月14日改正））

## 1. 趣旨

第3期科学技術基本計画（平成18年3月閣議決定）において、政府研究開発投資の投資効果を最大限発揮させることが必要とされ、研究開発の効果的・効率的推進のため、研究費配分において、不合理な重複・過度の集中の排除の徹底、不正受給・不正使用への厳格な対処といった無駄の徹底排除が求められている。また、実験データの捏造等の研究者の倫理問題についても、科学技術の社会的信頼を獲得するために、国等は、ルールを作成し、科学技術を担う者がこうしたルールに則って活動していくよう促していくこととしている。

これに関連して、総合科学技術会議では、公的研究費の不正使用等は、国民の信頼を裏切るものとして、平成18年8月に「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」を決定し、各府省・関係機関に対して、機関経理の徹底及び研究機関の体制の整備など、この共通的な指針に則った取組を推進するよう求めている。

また、研究上の不正に関しても、総合科学技術会議では、科学技術の発展に重大な悪影響を及ぼすものとして、平成18年2月に「研究上の不正に関する適切な対応について」を決定し、国による研究費の提供を行う府省及び機関は、不正が明らかになった場合の研究費の取扱について、あらかじめ明確にすることとしている。

本指針は、これらの課題に対応するため、まず、競争的資金について、不合理な重複・過度の集中の排除、不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為に関するルールを申し合わせるものである。各府省は、この指針に基づき、所管する各制度の趣旨に則り、適切に対処するものとする。

## 2. （略）

## 3. 不正経理及び不正受給への対応

関係府省は、競争的研究資金の不正経理又は不正受給を行った研究者に対し、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人が有する競争的研究資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

- （1）不正経理を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的研究資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的研究資金担当課に当該不正経理の概要（不正経理をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究資金担当課は、所管する競争的研究資金への応募を制限する旨、公募要領上明記する。

この不正経理を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、不正の程度により、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降2から5年間とする。

- （2）偽りその他不正の手段により競争的研究資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的研究資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的研究資金担当課に当該不正受給の概要（不正受給をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究資金担当課は、所管する競争的研究資金への応募を制限する旨、公募要領上明記する。

この不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降5年間とする。

## 4. 研究上の不正行為への対応

関係府省は、競争的資金による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

- （1）当該競争的資金について、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、全部又は一部の返還を求めることができることとし、その旨を競争的資金の公募要領上明記する。
- （2）不正行為に関与した者については、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該研究不正の概要（研究機関等における調査結果の概要、不正行為に関与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他の競

争的資金への応募についても制限する場合があるとし、その旨を競争的資金の公募要領上明記する。

これらの応募の制限の期間は、不正行為の程度等により、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2から10年間とする。

- (3) 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者については、上記(2)と同様とし、その旨を公募要領上明記する。

この応募の制限の期間は、責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1から3年間とする。

#### 5. その他

- (2) 上記の「研究上の不正行為への対応」の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、平成18年11月以降公募を行うものから、順次実施することとする。

なお、平成18年度の公募分については、本指針の趣旨に従い、可能な範囲で対応する。

- (3) 不正経理及び不正受給により応募資格を制限された研究者の情報については、内閣府が一元的に管理する。

(別紙) 競争的研究資金に関する関係府省連絡会 名簿

内閣府政策統括官(科学技術政策担当)付参事官  
総務省情報通信政策局技術政策課長  
文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課長  
厚生労働省大臣官房厚生科学課長  
農林水産省農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課長  
経済産業省産業技術環境局産業技術政策課長  
国土交通省大臣官房技術調査課長  
環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室長

- \* 「科学研究費補助金等に係る機関管理に関する研修会」配付資料（平成19年7月10日開催）

## 科学研究費補助金（科研費）の適正な執行管理の徹底について

### 1. 「預け金」が行われない体制の構築について

複数の研究機関で、会計検査院の実施検査の過程において、平成17年度以前の科研費に「預け金」の疑いが生じており、現在、当該機関において、調査委員会を設け事実確認を行っている。

- \* 研究者への再周知を行うとともに、業者に対する周知も徹底すること

### 2. 物品費の支出（購入物品の納品検査）について

平成18年度「研究機関における経費管理・整備等の実施状況に関する資料」の提出について、事務局本部において、部局等現場の確認・把握を行わずに、当該資料を作成し提出されている事例があった。

- \* 各機関において、納品検収体制の実施状況を確認・把握し、実効性のある体制整備を図ること

## 科学研究費補助金の繰越について

(平成18年度の繰越について)

平成18年度科学研究費補助金の繰越については、平成19年3月2日まで、所属する研究機関を通して研究者からの事前相談を随時受け付けました。

事前相談を受けながら、同年1月中旬から財務省と繰越に係る協議を開始し、繰越承認の申請があった研究課題(641件)(前年度55件)の繰越承認の内諾(641件)を5月中旬に受けました。

繰越分に係る科研費の支払は、研究機関からの請求に基づき6月15日(学振交付分は6月29日)までに支給しました。

(平成19年度に向けて)

平成18年度は、初めて繰越承認の申請を行う研究者及び研究機関が多かったため、財務省との協議において、繰越の内容に関し、数度に渡る事実確認や修正を依頼することが多く、承認に時間を要した原因のひとつと考えます。

事前相談の際に、機関事務局において、繰越要件のポイントなど必要事項の確認をお願いします。

事前相談は随時受け付けております。繰越承認申請は平成20年3月3日となっております。

[繰越要件のチェックポイント] \* 詳細は、別紙参照。

交付申請書における研究計画の範囲内であること

様式C-2(事業概要、当初計画、変更後の計画及び事由の具体的内容)の記載内容は、交付申請書の研究計画の範囲内となっているか。

交付決定時には予想し得なかったことであること

- 予想し得なかったものであるかについて、
- ・ 外部的要因の発生した時期が交付決定後であるか。
- ・ 当初計画は十分に検討されたものであり、事前の調査又は準備不足等の不備がなかったものであるか。

外部的要因(自然的、社会的諸条件)

外部的要因とは、研究者自らでは回避(対処)することができない、止むを得ない要因や状況であるか。専ら研究者の自己都合によるものではないか。

当該計画部分に係る経費を繰り越す必要が生じた

目的に沿って当該補助事業の年度内執行に努め、対処方策を講じる等、繰越しを避けるための最大限の努力がなされたか。

翌年度に完了する見込みである

繰り越すことになった原因が解決され、翌年度に完了するか。

(参考)

1. 大学種別の申請件数及び申請金額一覧

機関種	件数 (%)	金額(円)	機関数
国立大学	532件 (83)	1,302,162,275	46
公立大学	23件 (4)	19,649,788	13
私立大学	49件 (8)	88,237,766	33
その他	37件 (6)	207,941,920	25
合計	641件 (100)	1,617,991,749	117

2. 繰越事由別件数

「研究に際しての事前の調査」	7件
「研究方式の決定の困難」	11件
「計画に関する諸条件」	528件
「気象の関係」	9件
「資材の入手難」	86件

---

合計 641件

「繰越（翌債）を必要とする理由書」（様式C-2）及び  
「事業計画行程表」（様式C-3）作成の留意点

1. 「繰越（翌債）を必要とする理由書」（様式C-2）について

(1) 繰越しの対象となるもの

科学研究費補助金において経費の繰越しの対象となるのは、その事由が 交付申請書における研究計画の範囲内であって、執行過程において 交付決定時には予想し得なかった 外部的要因(自然的、社会的諸条件( ))により、当該計画部分に係る経費を繰り越す必要が生じた場合であり、かつ、翌年度に完了する見込みのあるものです。

1. 研究に際しての事前の調査
2. 研究方式の決定の困難
3. 計画に関する諸条件
4. 気象の関係
5. 資材の入手難

(2) 上記(1)の下線部 から までの各要件の留意点

交付申請書における研究計画の範囲内であること

様式C-2(事業概要、当初計画、変更後の計画及び事由の具体的内容)の記載内容は、交付申請書の研究計画の範囲内であること。

- ・当初計画との関連性
  - ・所期の目的を達成するために繰り越すことが止むを得ないといえるか
  - ・研究計画のどの部分に計画の変更を生じ、繰り越すこととなるか
- 等が分かるように記述してください。

交付決定時には予想し得なかったことであること

予想し得なかったものであるかについて、

- ・外部的要因の発生した時期が交付決定後であること。
- ・当初計画は十分に検討されたものであり、事前の調査又は準備不足等の不備がなかったものであること。

等が分かるように記述してください。

なお、「交付申請時には既に判明していた」場合や明らかに「事前に予想することが可能」な場合等は、予想し得なかったものとは認められません。また、「事前の調査又は準備不足」や「事前の調整の不備」等、研究体制のマネジメントが適切でないと思受けられる場合も繰越事由には該当しません。

## 外部的要因(自然的、社会的諸条件)

外部的要因とは、研究者自らでは回避(対処)することができない、止むを得ない要因や状況を言います。

従って、専ら研究者の自己都合によるもの等は外部的要因に該当しません。

例えば「入札の不成立」は契約するための単なる手続き行為のため、繰越しの要件である経費の性質、事業が備えている特殊な事情とはいえないため、繰越しの理由(外部的要因)には該当しませんが、入札の不成立の結果を踏まえ、仕様又は設計に何らかの変更を加えなければならず、その変更に対応の日数を要するため事業を繰り越さざるを得ない場合等は「計画に関する諸条件」等の事由で繰り越すことは可能です。

## 当該計画部分に係る経費を繰り越す必要が生じた

外部的要因が当初計画に影響を及ぼした場合であっても、対処方策を講じなかったことによって、その結果年度内に補助事業が完了しなかった場合は、繰り越しの対象にはなりません。

事由によっては、目的に沿って当該補助事業の年度内執行に努め、対処方策を講じる等、繰越しを避けるための最大限の努力がなされたかという視点からも審査が行われます。

## 翌年度に完了する見込みである

繰り越すことになった原因が解決され、翌年度に完了することが分かるように記述してください。翌年度内に完了することが当初から見込まれない場合には、たとえ、それが事由に該当するものであっても認められません。

事由の具体的な内容が不明な場合は、内容の確認・記述の修正をお願いすることになります。

繰越事由と変更後の計画の因果関係が明らかでない場合。

説明の内容が専門的すぎて分かりにくい場合。

記述内容が抽象的で、具体的に説明されていない場合。

## 2. 事業計画行程表(様式C-3)について

「当初」欄には、当初計画の行程の内容を端的に記述してください。

「変更後」欄には、当初欄の計画内容がどのように変更されるのかを分かりやすく記述するとともに、繰越の要因となった事象・時期・遅延期間等を記述してください。遅延期間がある場合は、当該期間を点線で表してください。

様式C-2の「変更後の計画」欄に記載された「内容」と様式C-3の記載内容(線表)が、一致するよう記入してください。

## 平成18年度 科学研究費補助金繰越事例集

### 【繰越の事由】

- ・ 研究に際しての事前調査又は研究方式の決定の困難 .....4p
- ・ 計画に係る諸条件（新たな知見の発見） .....6p
  - （研究者の確保） .....7p
  - （海外研究協力者の事情） .....8p
  - （研究用設備の開発の遅延） .....9p
  - （研究内容・方法の変更） .....10p
- ・ 資材の入手難（資材不足） .....11p
- ・ 気象の関係（天候不良による観測時間の不足） .....12p

注) 平成18年度に繰越が承認された事例に一部修正を加えております。



繰越（翌債）を必要とする理由書

研究課題	事業概要	(当初計画) 変更後の計画	事由
課題番号  研究課題名  【ポイント】 ◇繰越事由が発生した時期 ◇研究方式を見直す理由・必要性 ◇見直しの内容・経過 ◇当初計画のうちどの部分を繰越すこととなるか ◇繰越した事業の完了見込時期	・・の神経伝達物質受容体の・・化による学習の制御メカニズムについて解析する。	<当初計画> ○研究方式(リン酸化部位)の決定 平成18年4月～9月 ○抗体作製 平成18年9月～平成19年1月 ○抗体作製と解析 平成19年2月～3月  <変更後の計画> ○研究方式(リン酸化部位)の決定 平成18年4月～12月 ○抗体作製 平成19年1月～5月 ○解析 平成19年6月～7月	⑦研究に際しての事前調査又は研究方式の決定の困難 ○具体的な内容 当初の研究計画では、平成18年9月までに神経伝達物質受容体が・・化される部位を決定し、抗体作製のための抗原となるペプチドを決定し、9月にその部位に対する・・抗体の作製を開始することとしていた。 しかし、平成18年6月に、当初検討していた手法では、・・(理由)であったことから神経伝達物質受容体が抽出できないことが判明したため、新たな抽出方法の検討が必要になり、その抽出方法の決定に6ヶ月を要し、・・化される部位の決定が12月となったため、平成19年1月に予定していた抗体の納入が5月となり、その抗体を用いた解析の開始予定が6月となった。 この研究計画の一部となる、抗体の作製とその解析が当初計画通りに実施できなくなり、平成18年度中に研究をまとめることが不可能となったため、補助事業の年度内の完了が困難となった。  ○補助事業の完了時期 平成19年7月31日

事業計画行程表

課題番号

研究課題名

	平成18年度												平成19年度																
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
当初	← 研究方式(リン酸化部位)の決定 →					← 抗体作製 →					← 解析 →																		
変更後	← 研究方式(リン酸化部位)の決定 →					← 抽出方法検討期間 →					← 抗体作製 →					← 解析 →													



研究課題	事業概要	(当初計画) 変更後の計画	事由
課題番号  研究課題名   【ポイント】 ◇繰越事由が発生した時期 ◇研究者が確保できなかった具体的な理由 ◇研究計画における役割・重要性 ◇代替者確保が困難な理由 ◇代替者確保の見込	・の発育の環境応答性、とくに複雑系としての・環境（・環境）に対する応答性を解明する新たなアプローチを開拓する。具体的には、・解析法を“・的発育モデル”と結びつけることにより、「時々刻々と変化する複雑なフィールド環境（気温や日長）に対して作物発育（栄養成長や花芽分化、出穂など）を制御する各種の・がどのように応答しながら個体発育を駆動させているか？」という問題を定量的に解析できる手法を確立する。	<当初計画> ○実験 平成18年4月～平成18年8月  ○データ分析 平成18年9月～平成19年3月  <変更後の計画> ○実験 平成18年4月～平成18年8月  ○データ分析 平成19年4月～平成19年10月	①計画に関する諸条件 キ（研究者の確保） ○具体的な内容 当初の研究計画は、本計画に必要な“・解析”について卓越した技量を持った研究者である研究支援者に参画頂くこととしていたが、研究支援者の所属先研究機関での予期しない重大な変更（所属先研究機関で行っている研究プロジェクトにおいて追加の研究を行う必要が生じ研究期間が延長となった）が生じ、当該研究への参画が不可能となり、急遽代替者を探したが、当該技術の高度の専門性から、今年度中に雇用できる人材が見つからなかった。 このため研究支援者を雇用することが出来ず、当該研究支援者が担当する実験が半年以上まったく出来なくなったため、この研究計画の一部となる実験データ分析（・解析）が当初計画通りに実施できなくなり、研究成果を取りまとめることが不可能となり補助事業の年度内の完了が困難となった。 なお、・解析に使うデータの採取そのものは予定どおりに進んでおり、平成19年4月から雇用することで代替研究者の内諾を得ている。  ○補助事業の完了時期 平成19年10月31日

事業計画行程表

課題番号

研究課題名

		平成18年度												平成19年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
当初	実験	←-----→																							
	データ分析							←-----→																	
変更後	実験	←-----→																							
	代替研究者確保調整							←-----→																	
														←-----→											

※様式C-2「(当初計画) 変更後の計画」欄の内容について、線表で示すこと。





繰越（翌債）を必要とする理由書

研究課題	事業概要	(当初計画) 変更後の計画	事由
課題番号  研究課題名  【ポイント】 ◇繰越事由が発生した時期 ◇研究内容・方法の変更の経過 ◇変更の必要性 ◇問題点解決の見込 ◇変更に必要な経費の措置方法	食虫植物の消化酵素を単離し、そのアミノ酸配列を解析する。配列情報からこれらの消化酵素がどのように進化してきたのかを推定する研究を行う。	<当初計画> ○タンパク質部分分解産物の・法によるアミノ酸配列決定実験 平成18年4月～9月 ○cDNAライブラリー作製と目的タンパク質 cDNA の単離実験 平成18年10月～平成19年1月 ○シロイヌナズナでの相同遺伝子の機能解析実験 平成18年10月～平成19年1月 ○データ分析・まとめ 平成19年1月～3月 <変更後の計画> ○タンパク質部分分解産物の・法によるアミノ酸配列決定実験 平成18年4月～平成19年9月 ○cDNAライブラリー作製と目的タンパク質 cDNA の単離実験 平成19年10月～平成20年1月 ○シロイヌナズナでの相同遺伝子の機能解析実験 平成19年10月～平成20年1月 ○データ分析・まとめ 平成20年1月～3月	① 計画に関する諸条件キ（研究内容・方法の変更） ○具体的な内容 当初の研究計画ではタンパク質分解酵素で部分分解した消化液中タンパク質を・法によってアミノ酸配列決定することとしていた。しかし、計画どおり平成18年9月まで実験を行ったところ、半数のタンパク質については予定どおり配列決定が成功したものの、残りの半数についてはほとんど分解できないという予想外の結果となったため、引き続き10月から12月まで、異なる部分分解酵素を用いて繰返し実験を行ったものの成功しなかったが、平成19年1月にタンパク質熱分解法に成功し、部分分解できるようになった。 このため、タンパク質熱分解法の最適実験条件設定に、平成19年1月から4月までの4ヶ月を要し、さらにアミノ酸配列決定実験に平成19年5月から9月までの5ヶ月を見込まれることから、配列決定後着手する予定だった cDNAライブラリーの作成実験、シロイヌナズナを用いた実験も年度内完了が困難となり、平成20年3月までかかる見込みとなった。 なお、研究内容・方法の変更に要する経費は、既に交付を受けている補助金で対応が可能であり、追加の予算措置は不要である。 ○補助事業の完了時期 平成20年3月31日

事業計画行程表

課題番号

研究課題名

	平成18年度												平成19年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
当初	アミノ酸配列決定実験																							
						cDNAライブラリー作製と目的タンパク質 cDNA の単離実験																		
						シロイヌナズナでの相同遺伝子の機能解析実験																		
									データ分析・まとめ															
変更後	アミノ酸配列決定実験																							
									部分解析成功															
									熱分解実験最適条件決定実験															
													熱分解でできた断片のアミノ酸配列決定実験											
													cDNAライブラリー作製と目的タンパク質 cDNA の単離実験											
													シロイヌナズナでの相同遺伝子の機能解析実験											
																			データ分析・まとめ					



研究課題	事業概要	(当初計画) 変更後の計画	事由
課題番号  研究課題名  【ポイント】 ◇繰越事由が発生した時期 ◇異常気象であることの客観的事実（データなど） ◇異常気象が研究計画に及ぼす影響 ◇研究遅延の具体的経過 ◇問題点解決の見込	星の大爆発の残骸である、超新星残骸からのガンマ線を観測し、高解像度の画像とエネルギースペクトルの情報から、我々の銀河系内に拡散している宇宙線の起源を解明する。	<当初計画> ○天体観測 平成18年5～7月 ○データ解析 平成18年5月～19年1月 ○まとめ 平成19年2～3月 <変更後の計画> ○天体観測 平成18年5～7月 ○天体観測追加 平成19年5～7月 ○データ解析 平成18年5月～19年10月 ○まとめ 平成19年11月	③気象の関係（天候不良による観測時間の不足）  ○具体的な内容 当初の研究計画では、研究対象である天体を観測し、データ解析を行うこととしていたが、観測を行う7月の夜間の晴天率が例年に比べて低く(50%程度)、当初計画していた観測時間を確保できず、十分なデータ量を取得することができなかったため、観測時間の追加が必要であるが、研究対象である天体を観測できる時期は年間を通して限られており、次に観測できるのは平成19年5～7月であるため、データの解析及び研究成果の取りまとめを年度内に完了させることが困難となった。  ○補助事業の完了時期 平成19年11月30日

事業計画行程表

課題番号

研究課題名

	平成18年度												平成19年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
当初		天体観測					データ解析					まとめ													
変更後		天体観測							データ解析					天体観測追加									まとめ		

※様式C-2「(当初計画) 変更後の計画」欄の内容について、線表で示すこと。